

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	日精(株)	東京都港区西新橋1丁目18番17号
②	住友重機械搬送システム(株)	東京都品川区西品川1丁目1番1号
③	フジパスク(株)	東京都世田谷区上馬4-2-5
④	I H I 運搬機械(株)	東京都中央区明石町8番1号
⑤	日本コンベヤ(株)	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル
⑥	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 指名停止措置期間

①②④⑥の者

令和 7 年 6 月 2 0 日 から 令和 7 年 8 月 1 9 日まで (2 ヶ月)

③⑤の者

令和 7 年 6 月 2 0 日 から 令和 7 年 1 0 月 1 9 日まで (4 ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する建設業者から特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事において、建設業者から見積依頼があった場合には、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、上記業者に排除措置命令及び課徴金納付命令、若しくは、排除措置命令、又は、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない違反事業者として公表を行った。

5. 指名停止措置理由

上記の事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第 2 第 5 号及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第 1 条の規定に準用される「措置要領」別表第 2 第 5 号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 5 号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な担当） 四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通） 契約課長 山本 隆 ○課長補佐 瀬川 晋士
--